

新旧対照表

(別 紙)

「南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン及びグレープフルーツ並びにスワジランド王国産スウィートオレンジ及びグレープフルーツの生果実に関する植物検疫実施細則」
(昭和48年5月24日48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達)

(注) 傍線部は改正部を示す。

改正後	現行
1 消毒施設 (2) ア } [略] イ } ウ イの自記温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。 ただし、通常の大さの船室複数により構成されている船室（以下「<u>複数デッキ</u>」という。）にあっては、気温測定用として<u>最上段のデッキに2本以上の温度センサー及び当該デッキ以外の各デッキに1本以上の温度センサー、並びに生果実の中心部の温度測定用として各船室に3本以上の温度センサーを有していること。</u> エ [略] (3) <u>告示6の(2)のイの低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。</u> ア <u>密閉型コンテナであること。</u> イ <u>き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないものであること。</u> ウ <u>生果実の中心部が所定温度に保持することが可能なものであること。</u>	1 消毒施設 (2) ア } [略] イ } ウ イの自記温度記録装置は、船室内の気温測定用として2本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有していること。 ただし、通常の大さの船室2室により構成されている船室（以下「<u>ツインデッキ</u>」という。）にあっては、気温測定用として<u>3本以上の温度センサー及び生果実の中心部の温度測定用として6本以上の温度センサーを有していること。</u> エ [略]

改正後	現行
エ <u>生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む3か所）を外部から随時確認することが可能な自動温度記録装置を有すること。</u> オ <u>エの自記温度記録装置は4時間ごとに0.1℃単位で記録できるものであり、かつ、少なくとも較正後1か月間は±0.1℃の精度を維持できる能力があること。</u> <u>(5) 告示5の(2)の南アフリカ共和国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前に、南アフリカ共和国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。</u> 3 消毒施設の調査 (2) 低温処理船舶 ア } [略] イ } ウ } エ アの調査において、低温処理船舶の能力の確認は、次の方法により行うものとする。	3 消毒施設の調査 (2) 低温処理船舶 ア } [略] イ } ウ } エ アの調査において、低温処理船舶の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

改正後	現行
(ア) [略] (イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、船室の中央及び四隅のうちの3か所の合計4か所<u>(複数デッキにあっては、各船室の中央及び四隅のうちの2か所の合計3か所)</u>に配置すること。 (ウ) } (エ) [略]	(ア) [略] (イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、船室の中央及び四隅のうちの3か所の合計4か所<u>(ツインデッキにあっては、上部の船室の中央及び四隅のうちの2か所並びに下部の船室の中央及び四隅のうちの2か所の合計6か所)</u>に配置すること。 (ウ) } (エ) [略]
<u>(3) 低温処理コンテナー</u> <u>ア 植物防疫官は、低温処理コンテナーについて、1の(3)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。</u> <u>イ アの調査は、当該コンテナーが1の(5)の一覧表に揚げられているものであることを確認した上で行うものとする。</u> <u>ウ アの調査は、低温処理コンテナーに生果実を積み込む前に行うものとする。</u> <u>エ アの調査において、低温処理コンテナーの能力の確認は、次の方法により行うものとする。</u> <u>(ア) 原則として空の状態で行うこと。</u> <u>(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、低温処理コンテナーの中央、扉付近及び冷気の戻り口付近の3か所に配置すること。</u> <u>(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、低温処理コンテナーの壁面及び床から、それぞれ50センチメートル以上離すこと。</u>	

改正後	現行
<u>(エ) 生果実の中心部の温度が－ 0.6℃になった後，1時間ごとに温度を測定し，24時間以上，－ 0.6℃以下に保たれていることを確認すること。</u> <u>(4) 消毒施設の指定の取消し</u> 指定された消毒施設であっても，<u>(1)，(2) 若しくは (3)</u>の調査の結果により，又はその使用中に2の(1) 若しくは(2)の条件を満足しないことが判明した場合には，当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとする。	<u>(3) 消毒施設の指定の取消し</u> 指定された消毒施設であっても，<u>(1) 若しくは (2)</u>の調査結果により，又はその使用中に2の(1) 若しくは(2)の条件を満足しないことが判明した場合には，当該施設の指定は南アフリカ共和国植物防疫機関により取り消されるものとする。
4 検査及び消毒の確認 (2) <u>低温処理船舶又は低温処理コンテナ</u>において消毒が行われる場合 ア (ア) } (イ) } [略] イ (ア) 当該低温処理船舶<u>又は低温処理コンテナ</u>が，3の(2)又は<u>(3)</u>により調査されたものであることを確認すること。 (イ) 生果実の中心部の温度が－ 0.6℃であることを<u>低温処理船舶にあつては船室ごとに4か所以上（複数デッキにあつては，各船室ごとに3か所以上），低温処理コンテナにあつては3か所以上</u>の生果実について確認すること。	4 検査及び消毒の確認 (2) 低温処理船舶において消毒が行われる場合 ア (ア) } (イ) } [略] イ (ア) 当該低温処理船舶が，3の(2)により調査されたものであることを確認すること。 (イ) 生果実の中心部の温度が－ 0.6℃であることを<u>船室ごとに4か所以上（ツインデッキにあつては6か所以上）</u>の生果実について確認すること。

改正後	現行
(ウ) } (エ) } [略] (オ) } <u>(カ) 低温処理コンテナ</u>ーにあつては、<u>南アフリカ共和国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(2)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。</u> ウ 消毒の終了の確認 (ア) (イ) 当該船舶の船室ごと又は<u>低温処理コンテナ</u>ごとの自記温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が12日間、$-0.6^{\circ}\text{C} \pm 0.6^{\circ}\text{C}$であったことを確認すること。 エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害動植物がないこと、イにより告示6の(2)の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。 なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該船舶の船室詰又は<u>当該コンテナ</u>詰生果実は、南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。 5 表示 告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。	(ウ) } (エ) } [略] (オ) } ウ 消毒の終了の確認 (ア) (イ) 当該船舶の船室ごとの自記温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が12日間、$-0.6^{\circ}\text{C} \pm 0.6^{\circ}\text{C}$であったことを確認すること。 エ 植物検疫証明書 植物防疫官は、アの(ア)により検疫有害動植物がないこと、イにより告示6の(2)の消毒が開始されたこと及びウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。 なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該船舶の船室詰生果実は、<u>南アフリカ共和国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。</u> 5 表示 告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、<u>輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示は</u>こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさでなされるものとする。

改正後	現行
(1) 輸出植物検疫終了の表示 <u>S. A. P. Q.</u> 6 輸入検査 (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の(1)の封印がこん包又は束ねたこん包になされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合(低温処理船舶及び低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。)には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) } (4) } [略] ア } イ }	(1) 輸出植物検疫終了の表示  6 輸入検査 (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の(1)の封印がこん包又は束ねたこん包になされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合(低温処理船舶において消毒が行われたときを除く。)には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。 (3) } (4) } [略] ア } イ }